

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成3年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から同年10月1日まで

C事業所の社長からの誘いで同事業所に平成3年7月から勤務した。7月の給与明細書を見ると健康保険料等が控除されていなかったため、8月分から社会保険に加入するよう依頼したところ、承諾の返事もらったので、厚生年金保険に加入していると思った。同事業所には10月に退社願いを提出し退社したので申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてC事業所に勤務していたことが認められる。

また、C事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないものの、当時の同僚は関連会社であるA株式会社で厚生年金保険の加入記録があり、申立人から提出のあった給与明細書からも事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、現在の株式会社Bの親会社であるD株式会社から「当時、C事業所の従業員の適用を行っていた株式会社Bを含めグループの社会保険適用事務は当社で一括して行っていた。」との証言を得た。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行した否かについては、D株式会社が当時の資料等が無く不明としているが、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これらは通常の事務処理では考え難いことから、当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年8月及び同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月12日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月12日から同年9月1日まで

A事業所勤務時の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和37年9月1日となっているが、厚生年金保険被保険者証では同年8月12日が資格取得日となっているので、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を厚生年金保険被保険者証のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月12日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持している。

また、社会保険事務所の記録では、A事業所に係る新規適用年月日及び申立人の資格取得年月日が昭和37年9月1日となっているが、申立人の厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日、申立人の供述、同事業所の新規適用時の従業員数及び当該被保険者の加入記録から判断すると、新規適用年月日及び申立人の資格取得年月日は同年8月12日であると認められる。

さらに、社会保険事務所は、A事業所の新規適用年月日及び申立人の資格取得年月日が厚生年金保険被保険者証の日付と相違している理由について、「関連資料がほかに見当たらず、明確とはならない。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和37年8月12日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所の記録により、7,000円とすることが妥当である。

山口厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を平成9年6月15日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月15日から同年7月1日まで

昭和35年にA株式会社に入社し、平成13年7月末に同社を退職するまで、途中、転勤はあったが、継続して勤務したにもかかわらず、ねんきん特別便で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、9年6月15日から同年7月1日までA株式会社B支店の厚生年金保険の記録が未加入となっていた。

添付した社員カードのとおり、申立期間はA株式会社B支店長として勤務していたことに間違いないので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する社員カードにより、申立人がA株式会社に継続して勤務し（平成9年6月15日にA株式会社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年7月の申立人の被保険者資格取得日に係るオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年6月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年6月1日まで

夫は、昭和19年10月1日から53年2月28日まで引き続いて株式会社Aに勤務していた。24年6月1日付けで同社B支店から同社C支店に転勤した際、厚生年金保険資格記録上同社B支店の資格喪失日は24年6月1日であるが、同社C支店の資格取得日は25年6月1日になっており、同社C支店に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無くなっているため訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社AのC支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名であるが、生年月日の元号のみが異なっている厚生年金保険に未統合の記録が確認でき、当該記録は、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の記号番号と一致することから、事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年1月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年1月16日まで

私は、有限会社A（現在は、B株式会社）設立当初から正社員として勤務しているが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和41年4月1日となっている。失業保険の被保険者期間は、40年3月17日から41年1月15日までとなっている上、資格取得日が40年6月1日と記入されている厚生年金保険被保険者証を所持しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得いかない。

また、同僚は私と同様に資格取得日が昭和40年6月1日と記入されている厚生年金保険被保険者証を所持しているが、有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年4月1日となっている。

昭和41年1月15日に一度離職して失業手当を受給した記憶があるので、40年4月1日から41年1月16日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和41年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する以前において健康保険の記号番号（以下「番号」という。）の*番及

び*番が欠番となっている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、番号が*番の同僚より前に当該同僚と連番で払い出されていることが確認できることから、欠番となっている*番の記録は申立人の記録であると推認できる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄及び払出簿における申立人に係る資格取得日は共に昭和40年6月1日とされていることが確認できる一方、上記原票によると、上記欠番を除く番号が*番から*番までの同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年4月1日であることが確認できることから、当該欠番に係る被保険者の資格取得日も同日であると推測される上、番号が*番及び*番の同僚の資格取得日が同年6月1日から同年4月1日へ訂正されており、番号が*番の同僚について、当該同僚が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄及び当該同僚に係る払出簿の資格取得日が申立人と同様に同年6月1日とされていることが確認でき、行政側の記録管理に誤りがあったことがうかがえることを踏まえると、申立人は同年4月1日に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年1月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していたと推測される同僚の申立期間の標準報酬月額が1万6,000円であること及び申立人の昭和41年4月の標準報酬月額が1万6,000円であることから、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、申立期間①は57万円、申立期間②は87万円、申立期間③は52万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録から、申立期間①は52万5,000円、申立期間②は62万円、申立期間③は25万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は57万円、申立期間②は87万円、申立期間③は52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年7月5日
③ 平成18年12月5日

標準賞与額が実際の賞与より低い金額で届出されていたので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①については57万円、申立期間②については87万円、申立期間③については52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は実際の賞与より低い標準賞与額を届け出たことを認めていることから（平成 21 年 7 月 7 日付けで健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出済み。）、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から11年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から11年7月まで

私は、平成8年に土木業を開始したが、11年ごろにA社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料を納付するよう連絡があった。

過去にも同じようにして納付したことがあり、不自然とは思わず社会保険事務所に国民年金保険料を持参し納付した。

その時、年金手帳を探して持って来るよう言われたことや当時は経済的に楽でなかったため、国民年金保険料を工面して納付したことを覚えているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、昭和54年11月14日の国民年金の資格取得、平成2年3月5日の資格喪失との記載があり、社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立期間は未加入期間であるとともに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料の納付勧奨があったとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の資格取得についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、納付したとする国民年金保険料額も約24万円から25万円と述べているが、申立期間の国民年金保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人はA社会保険事務所の1階において国民年金保険料を納付したとしているが、当該社会保険事務所から「当時、事務所の1階では国民年金保険料の収納業務は行っていなかった。」との回答を得た。

加えて、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
昭和 38 年 6 月 1 日から 56 年 3 月 3 日まで、一貫してA病院（現在は、医療法人B）に勤務しており、途中離職したことはない。申立期間当時の勤務内容は、病院長としての業務と診療業務を1か月 26 日間、一日 8 時間行うものであった。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A病院に勤務していたことは、同僚の供述により推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は、A病院に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年 1 月 1 日に喪失している上、C県D組合に照会した結果、同病院に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失と同日に同組合に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A病院は昭和 46 年 7 月 31 日に適用事業所ではなくなっており、同病院で厚生年金保険に加入していた者は同日付けで医療法人Bにおいて資格を取得していることが確認できるが、申立人は、D組合の脱退日である 47 年 4 月 1 日に、医療法人Bにおける厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人の当該厚生年金保険の被保険者資格の喪失は、D組合への加入によるものと考えられる。

さらに、事業主である医療法人Bでは、申立期間に係る人事記録等の資料は不明としており、申立人の当時の厚生年金保険料の控除について確認できない上、元事業主の妻等からは、「申立期間当時は、D組合に加入している間は、厚生年金保険に加入しない者もいた。」との証言が得られた。

加えて、社会保険事務所が保管するA病院及び医療法人Bに係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険証の記号番号は連番で欠番は無いものとなっており、申立期間中について、D組合への加入に合わせて厚生年金保険被保険者の資格を取得した形跡がうかがわれない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 29 日から 33 年 8 月 1 日まで
昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 2 月 4 日まで、A 株式会社に勤務していたが、32 年 6 月 29 日から 33 年 8 月 1 日までの期間の被保険者記録が無い。当時働き始めたばかりで、厚生年金保険料が控除されていたのを覚えている。
申立期間を被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは、同僚の供述から推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A株式会社は、昭和 32 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、33 年 8 月 1 日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間を含めて継続して勤務している同僚も、申立人と同様、A株式会社が、適用事業所でなくなった申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者の資格は無い。

さらに、同僚は、「事業主は、昭和 34 年に廃業するまで、給料の遅配など社員に迷惑をかけることもなく、厚生年金保険の適用事業所でなかった期間について、社会保険事務所に納付していない厚生年金保険料を給与から控除することはないと思う。」と供述している。

加えて、A株式会社は既に廃業しており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について事業主から確認することはできない上、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から27年7月1日まで
② 昭和27年7月1日から同年8月1日まで
③ 昭和27年9月1日から28年5月1日まで
④ 昭和28年5月1日から同年6月10日まで

申立期間①について、昭和25年9月にA養成所を卒業後、B株式会社に入社し、鉄工部で勤務していた。

申立期間②について、昭和27年7月に株式会社CのD工場に1か月の契約で臨時員として雇用され、車両部品の加工に従事した。

申立期間③及び④について、昭和27年9月に再度B株式会社に入社し、以前と同様の仕事をしていたところ、株式会社CのD工場から2回目の呼出しがあり、28年5月から1か月と10日間機関車の動輪を削る仕事に従事した。

私は、申立期間当時に健康保険被保険者証を使用しており、株式会社CのD工場を退職後5か月ぐらい失業保険を受給した。

厚生年金保険料の控除等を確認できる資料は無いが、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がB株式会社及び株式会社Cにおいて勤務していたことはうかがわれるが、同僚はいずれも申立人の勤務期間についての記憶は曖昧であり、申立人の勤務期間を特定できない一方、株式会社Cが保管する申立人に係る労働者名簿によると、同名簿の履歴欄に「昭25.10～昭27.10 B、昭27.10～昭27.11D工場（臨時員）、昭27.11～昭28.4 B、昭28.4～昭28.5 D工場（臨時員）」との記録が確認できるものの、申立内容と一

致しておらず、申立期間④についての勤務履歴も確認できない。

また、申立人が株式会社CのD工場において勤務していたと申し立てている申立期間②及び④については、上記労働者名簿の記録から同工場の臨時員として勤務したとの記録がある期間であると推測され、株式会社Cは、「当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪届の控えを保存しているが、申立人に係る控えは無い。当時、臨時員は期間を決めて雇用していた現場作業員であり、1、2か月の期間を定めて雇用していた人は厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と証言している上、「当時の健康保険組合の記録は残っていないが、健康保険と厚生年金保険に別々に加入させていた工場があり、健康保険のみ加入していた可能性はある。」とも証言していることから、申立人が健康保険のみ加入していた可能性を否定できず、給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立期間①及び③について、B株式会社において勤務していた複数の同僚の証言から、事業主が従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったこと及びすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和28年12月6日に株式会社Cにおいて新規に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した事情は見当たらない上、社会保険事務所が保管するB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、同社における申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 57 年 5 月 6 日ごろ、入社後すぐに厚生年金保険に加入するという条件で、株式会社Aに正社員として入社した。

厚生年金保険料は給与から控除されていたが、昭和 57 年 10 月、事務担当職員が厚生年金保険料を着服していた事実が発覚したことを記憶している。

着服した厚生年金保険料は弁済するとのことであったが、株式会社Aに係る昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの期間の厚生年金保険の記録が未加入となっているので事実を明らかにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける同僚の一人は、申立人と同じ昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当該同僚は、「自分は被保険者記録のある 1 年ほど前から同社で勤務している。申立人は自分より後に入社したと記憶しているが、申立人がいつから勤務していたかは覚えていない。」と述べている上、そのほかの複数の同僚も、申立人の勤務期間を明確に記憶していないことから、申立期間について、申立人が同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

また、株式会社Aは平成元年 12 月 3 日に解散しており、申立期間当時の事情を知る事業主及び取締役は既に亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は株式会社Aにおいて給与から控除されていた厚生年金保険料について横領があったと申し立てているが、当該申立てに係る関係資料

は無く、同僚の記憶も曖昧^{あいまい}であることから、横領の時期、横領の内容等の申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人の株式会社Aにおける雇用保険被保険者期間は厚生年金保険被保険者期間と一致している上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 10 月 31 日まで、A 市 B 事務所に正職員として 1 日 8 時間勤務し、1 か月の給与額は 1 万 2,700 円であったと記憶している。

給与明細書等の厚生年金保険料の控除の事実が分かる資料は無いが、当時の同僚として C 氏を記憶している。

A 市 B 事務所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する昭和 39 年退職者名簿から、申立人が申立期間において同市 B 事務所に正職員として勤務していたことが認められる。

しかし、A 市から、「申立人は正職員として勤務していたことから、厚生年金保険被保険者に該当せず共済組合員である。」との証言が得られた上、D 共済組合の記録によると、申立人は昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 30 日までの期間、同共済組合員であったことが確認できることから、申立期間について厚生年金保険に加入していたとの申立ては不合理である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 58 年 3 月 26 日まで

私は、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 56 年 12 月から 58 年 3 月まで勤務した株式会社Aの標準報酬月額に相違があることに気が付いた。

当時の基本給は 20 万円であり、社会保険庁の記録の 13 万 4,000 円とは大幅に違っているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出があった、申立人に係る資格取得時の標準報酬決定通知書及び報酬月額算定基礎届（昭和 57 年 8 月 1 日現在）によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は 13 万 4,000 円とされており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、株式会社Aから提出があった、申立期間のうち昭和 57 年 3 月、同年 11 月及び 58 年 3 月を除く給与支給表により、申立人の申立期間における標準報酬月額である 13 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の基本給は 20 万円であった旨、申し立てているが、上記給与支給表及び同僚等の証言から、その事実を確認することができない上、事業主は「申立期間当時は、店長のみ 20 万円で、店員が 20 万円ということはありません。」と証言している。

加えて、株式会社Aが社会保険事務所に届け出た標準報酬月額と異なる厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。